

川口市利用者負担(保育料)徴収基準表

※令和元年10月～

階層	クラス年齢	0～2歳		3歳		4～5歳		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1階層	生活保護受給世帯	円 0	円 0	幼児教育・保育無償化の実施により、利用者負担(保育料)は発生しません				
2階層	市区町村民税非課税世帯	0	0					
3階層	市区町村民税均等割のみ課税世帯	6,000	5,800					
4階層	(税額控除は適用されません。ただし、調整控除を除く)	48,600円未満	9,000					8,800
5階層		48,600円以上 58,700円未満	12,500					12,200
6階層		58,700円以上 97,000円未満	19,500					19,100
7階層		97,000円以上 131,300円未満	33,000					32,400
8階層		131,300円以上 169,000円未満	44,000					43,200
9階層		169,000円以上 213,000円未満	54,000					53,000
10階層		213,000円以上 257,000円未満	57,000					56,000
11階層		257,000円以上 301,000円未満	60,000					58,900
12階層		301,000円以上 349,000円未満	63,000					61,900
13階層		349,000円以上 397,000円未満	66,000					64,800
14階層		397,000円以上	69,000					67,800

【備考】

- ※4月から8月までは前年度の、9月から翌年3月までは現年度の市区町村民税額に応じて、利用者負担(保育料)を算定します。
- ※市区町村民税の税額控除(住宅借入金等特別控除等。ただし、調整控除を除く。)は、利用者負担(保育料)の算定時に反映されません。
- ※税未申告や必要書類の未提出等の理由により、市区町村民税額が確認できない場合の利用者負担(保育料)は、暫定的に最高額での決定となります。
- ※要保護世帯(ひとり親世帯もしくは障害者の方と同居されている世帯)の方で、世帯の市区町村民税所得割額が77,101円未満である場合は、第1子については2,000円(保育短時間の場合は1,900円)小学生以上の兄弟であっても生計を一にしているのであれば、第2子以降については減免となります。
- ※多子世帯の方で、世帯の市区町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、小学生以上の兄弟であっても生計を一にしているのであれば、第2子については徴収基準表に定める利用者負担(保育料)の半額を負担、第3子以降については減免となります。
- ※保護者の合算所得金額が33万円未満の方で、祖父母と同居している場合は、祖父母の市区町村民税額により利用者負担(保育料)を算定します。
- ※令和元年10月より、幼児教育・保育無償化の実施に伴い、3～5歳児のお子さん、および0～2歳児の市区町村民税非課税世帯(保護者の合算所得金額が33万円未満の方で、祖父母と同居している場合は祖父母の市区町村民税が非課税の場合に限ります)のお子さんの利用者負担(保育料)は発生しません。